

(1) 施設利用料等(1日あたり)

施設利用料等は、下表のとおりです。

負担割合については、負担割合証でご確認ください。

支 払 内 容		介護報酬額	1割負担	2割負担
施設利用料 (従来型個室)	要介護度1	5,962円	597円	1,193円
	要介護度2	6,692円	670円	1,339円
	要介護度3	7,433円	744円	1,487円
	要介護度4	8,164円	817円	1,633円
	要介護度5	8,872円	888円	1,775円
施設利用料 (多床室)	要介護度1	5,962円	597円	1,193円
	要介護度2	6,692円	670円	1,339円
	要介護度3	7,433円	744円	1,487円
	要介護度4	8,164円	817円	1,633円
	要介護度5	8,872円	888円	1,775円
専従の機能訓練指導員を配置している加算(全員にかかります)		130円	13円	26円
外泊(入院)の加算(1月に6日を限度、初日と最終日を除く)		2,681円	269円	537円
初期加算(入所した日から起算して30日以内の期間)		327円	33円	66円
退所時等相談援助 加算	退所前に訪問して相談援助活動を行った場合 (入所中1回限り。ただし入所後早期に退所前 相談援助の必要がある場合は2回)	5,014円	502円	1,003円
	退所後30日以内に訪問相談を行った場合 (退所後1回限り)	5,014円	502円	1,003円
	退所時に相談援助活動を行った場合 (入所者1人につき1回限り)	4,360円	436円	872円
	当該事業者と連携して退所後の利用調整を 行った場合(入所者1人につき1回限り)	5,450円	545円	1,090円
栄養マネジメント加算		152円	16円	31円
夜勤職員配置加算(基準人数を1名以上超えて配置した場合)		141円	15円	29円
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師1名以上配置した場合	43円	5円	9円
看護体制加算Ⅱ	看護職員を基準より1名以上多く配置し、病院等と24時間連絡体制をとっている場合	87円	9円	18円
経口移行加算	経管により食事を摂取する人に医師の指示に基づき経口摂取に移行できるように進める場合(原則180日限度) ※栄養マネジメント加算を算定していること。	305円	31円	61円
経口維持加算Ⅰ	摂食機能障害があり、誤嚥が認められる入所者に対し、医師等の指示に基づき栄養管理を行う場合(1月あたり。原則6月限度) ※栄養マネジメント加算を算定していること。	4,360円	436円	872円
経口維持加算Ⅱ	経口維持加算Ⅰを算定している場合に、継続的な経口摂取の支援のための食事の観察、会議等に医師などが参加した場合(1月あたり)	1,090円	109円	218円

支 払 内 容		介護報酬額	1割負担	2割負担
口腔衛生 管理体制加算	歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が介護職員に助言・指導を月1回以上行い、口腔ケア計画の作成に助言・指導していること。(1月あたり)	327円	33円	66円
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを月4回以上行った場合。(1月あたり) ※口腔衛生管理体制加算を算定していること。	1,199円	120円	240円
看取り介護加算(終末期として施設でなくなった場合)	(死亡日以前4~30日)	1,569円	157円	314円
	(死亡日の前日・前々日)	7,412円	742円	1,483円
	(死亡日)	13,952円	1,396円	2,791円
精神科医療養指導		54円	6円	11円
医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合		196円	20円	40円
若年性認知症利用者受入加算		1,308円	131円	262円
認知症専門ケア 加算Ⅰ	入居されている方のうち認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が50%以上いらっしゃる場合で、認知症介護実践リーダー研修修了者を一定以上配置し、留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的実施した場合認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方	32円	4円	7円
認知症専門ケア 加算Ⅱ	上記のほか認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、看護職員、介護職員ごとの研修計画を作成・実施している場合	43円	5円	9円
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	医師が認知症行動等が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当と判断した場合(入所から7日を限度)	2,180円	218円	436円
在宅復帰支援機能 加算	入居者の家族との連絡調整を行うとともに、利用を希望する居宅介護支援事業所に対して、入居者に係る情報の提供や退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合	109円	11円	22円
日常生活継続支援 加算*1	新規入居者のうち要介護4以上の方が70%以上または認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が65%以上、または入居者総数のうち、たんの吸引等を必要とする方が15%以上いらっしゃる場合で、入居者6人に1名以上の介護福祉士を配置した場合	392円	40円	79円
介護福祉士を介護職員の60%以上配置した場合*1		196円	20円	40円
介護福祉士を介護職員の50%以上配置した場合*1		130円	13円	26円
看護・介護職員の75%以上常勤職員を配置した場合または3年以上の勤続年数のあるサービスを直接提供する職員を30%以上配置した場合*1		65円	7円	13円
介護職員処遇改善 加算(Ⅰ)	所定単位数にサービス別加算率(8.3%)を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額の1割または2割となります。(平成30年3月31日までの間)*2			
介護職員処遇改善 加算(Ⅱ)	所定単位数にサービス別加算率(6.0%)を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額の1割または2割となります。(平成30年3月31日までの間)*2			

注:*1入居者の状況・職員の配置により、いずれか一つまでの加算になります。

*2いずれかの加算になります。

* 料金は介護報酬額により計算をするため、端数処理の関係で円単位の誤差が生じることがありますので、ご了承ください。

(2) 居住費(1日あたり)

従来型個室	多床室(相部屋)
1,150円	840円

(3) 食費(1日あたり) 1,380円

* 居住費と食費の負担額は、過重な負担とならないよう世帯の課税状況等に応じて4段階に区分されます。第1段階から第3段階までの方は、申請により減額されます。

なお、預貯金等が一定額以上ある場合や、世帯分離している配偶者に一定以上の所得がある場合など、減額の対象とならない場合があります。

【利用者負担限度額】

(単位:円) (日額)

利用料 負担段階	所得区分		居住費		食費
			従来型 個室	多床室 (相部屋)	
第1段階	生活保護受給者		320円	0円	300円
	住民 税 非 課 税	老齢福祉年金受給者			
第2段階	合計所得金額と課税年金 収入額の合計が80万円以下	420円	370円	390円	
第3段階	合計所得金額と課税年金 収入額の合計が80万円超	820円	370円	650円	

* 従来型個室入所者に対し多床室の料金を請求する経過措置があります。

【平成17年9月30日以前に従来型個室に入所された方について】

平成17年9月30日において従来型個室に入所しており、かつ、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所する方

【平成17年10月1日以後に従来型個室に入所された方について】

- ① 感染症等により従来型個室への入所の必要があると医師が判断した方であって、当該個室への入所期間が30日以内の方
- ② 著しい精神症状等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した方

* 外泊(入院)の場合、1月に6日を限度(外泊等の初日と最終日を除く)に居住費をお支払いいただきます。

* 生計困難者に対する利用者負担軽減適用時、確認書記載内容に応じた軽減が受けられます。

* 自己負担が一定額を超えたときは、高額介護サービス費として後日払い戻しが受けられます。

所得区分	限度額(月額)
現役並み所得相当の方	44,400円
住民税課税世帯の方	37,200円
利用者負担第3段階の方	24,600円
利用者負担第2段階の方	15,000円
利用者負担第1段階の方	15,000円

・その他の料金(介護保険外)

理美容代、預り金管理料・支払代行料、健康管理料、日用品費等その他個人の希望による経費は自己負担となります。(別表のとおり)

別 表		料 金
預り金管理料・支払代行料		1日につき150円
理美容代	理 容	1,500円
	髭そり単独	800円
陶芸クラブ費		200円
調理クラブ費		200円
電気製品持込料		1か月につき500円

○健康管理料等(実費負担)
 受診医療費・インフルエンザ予防接種代

○日用品費等(実費負担)
 衣類代・外部クリーニング代・電話代・買い物代・個人の趣味・嗜好品代
 個人の新聞・雑誌代

○個別使用介護用品修理代(実費負担)
 車椅子・歩行器等

○クラブ活動費・娯楽費(実費負担)
 陶芸教室、調理クラブ、お楽しみ会などの参加費等